

こんなときには国民年金の届出が必要です

国民年金は、原則として日本に住所を有している20歳以上60歳未満の方が全て加入しなければなりません。次の場合についてどのような手続きを行えばいいのでしょうか。

国民年金の被保険者の種別について

第1号被保険者・・・農林漁業従事者・自営業・学生・フリーランスなど

第2号被保険者・・・厚生年金の被保険者・共済組合等の組合員または加入者

第3号被保険者・・・第2号被保険者の被扶養配偶者で20歳以上60歳未満の人

国民年金保険料の納付が必要なのは第1号被保険者のみとなります。

第2号・第3号被保険者はそれぞれの被用者年金制度から国民年金制度に拠出金として拠出されます。

国民年金の届出（第1号被保険者として届出）が必要となる場合

20歳になったとき（既に厚生年金被保険者・共済年金等組合員である場合を除く）

住所が変わったとき（転入・転出及び町内転居の際にも届出が必要となります）

婚姻・離婚などにより姓が変更となったとき（氏名を変更したときも必要）

離職したとき（厚生年金及び共済年金の資格喪失した20歳から60歳までの方）

配偶者の離職等により被扶養者とならなくなったとき（第3号 第1号に種別変更）

重要: 配偶者が第2号被保険者であっても、老齢基礎年金の受給者（65歳に到達）となった場合は、第3号被保険者としての資格を取得できなくなるため、届出が必要となります。（第3号被保険者から第1号被保険者に種別変更）

60歳を超えてから任意で加入するとき（公的年金の加入履歴（納付・免除期間）が480ヵ月に満たないとき）

65歳を超えてから任意で加入するとき（公的年金の加入履歴（納付・免除期間）が300ヵ月に満たないとき）

手続きの際に必要なもの

の場合・・・年金手帳

の場合・・・年金手帳（転入・転出・転居の手続きの際に届出してください）

の場合・・・年金手帳（婚姻・離婚・氏および名の変更届の提出時に届出してください）

の場合・・・年金手帳・離職票または事業主が証明した喪失証明書

の場合・・・年金手帳・配偶者の離職票または事業主が証明した喪失証明書

の場合・・・年金手帳・預金または貯金通帳および通帳の届出印（任意加入は口座振替）

本人より市区町村に対して国民年金の届出が必要とならない場合

60歳になったとき（60歳到達日の前日に自動的に資格喪失となります）

就職したとき（ただし、厚生年金の被保険者・共済年金等組合員となったときに限る）

配偶者の扶養者となったとき（第3号被保険者に該当する場合に限る）

本人が行うこと

の場合・・・何もありません。

の場合・・・事業主に対し、年金手帳の提示などの手続きを行ってください。

の場合・・・事業主に対し、配偶者の年金手帳の提示などの手続きを行ってください。

・ は事業主が社会保険（健康保険・厚生年金・共済など）の手続きを行います。

問い合わせ先 総務課戸籍年金係 ☎ 52 2144

油漏出事故の発生について

家庭や工場などで、油を貯蔵するタンクの破損や配管の腐食により、地中や側溝へ油が漏れ出す事故が多発しています。流出した油の処理として、油で汚染された土砂の除去等を行う必要がありますが、その処理に要する多額の費用は原因となった方の負担になります。

油を流出すると、土壌のほか地下水や河川を汚し、他の利用者にも支障を与えることとなりますので、タンクや配管の点検を行うなど、油の管理に注意しましょう。

また、万一、事故が発生した場合は、速やかに役場（建設課 電話 52 2179）および消防へ連絡してください。

～ 建設課 環境衛生係 ～